

登録有形文化財建造物
旧山田家住宅保存活用計画

令和8年3月

久御山町



旧山田家住宅 主屋 正面外観



付近見取図 S=1/2500

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の作成.....	1
第2節 文化財の名称等.....	2
第3節 文化財の概要.....	5
第4節 保護の現状と課題.....	24
第5節 計画の概要.....	25
第2章 保存管理計画.....	26
第1節 保存管理の現状.....	26
第2節 保存管理の基本方針.....	26
第3節 保存の方針.....	27
第4節 管理計画.....	29
第5節 修理及び整備計画.....	30
第3章 環境保全計画.....	33
第1節 環境保全の現状と課題.....	33
第2節 環境保全の計画区域と基本方針.....	33
第3節 区域の区分と保全方針.....	33
第4節 建造物の区分と保護の方針.....	33
第4章 防災計画.....	34
第1節 防火計画.....	34
第2節 防犯計画.....	35
第3節 防火・防犯設備計画.....	35
第4節 耐震対策.....	35
第5節 耐風対策.....	37
第5章 活用計画.....	37
第1節 公開活用にかかる現状.....	37
第2節 公開活用にかかる課題.....	39
第3節 公開活用基本方針.....	39
第4節 公開活用計画.....	39
第6章 保護に係る諸手続.....	41
第1節 届出・申請の基本原則.....	41
第2節 現状変更に関する手続き.....	41
第3節 維持管理・修理の運用.....	41
第4節 所有・管理体制の変更.....	42
第7章 旧山田家住宅保存活用計画検討委員会からの提言.....	42

第1章 計画の概要

第1節 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 令和8年3月
- (2) 計画作成者 久御山町教育委員会
- (3) 計画作成の体制

本計画は、久御山町教育委員会が令和7年度国庫補助事業として、合同会社 環境文化保存計画菅澤一級建築士事務所に委託し計画策定を行った。また、策定にあたっては令和4年度より、保存活用計画検討委員会を開催し、外部有識者の専門的な指導・助言を得るとともに、文化庁、京都府教育庁指導部文化財保護課にご指導をいただいた。

ア. 旧山田家住宅保存活用計画検討委員会

(ア) 委員長

京都工芸繊維大学デザイン・建築学系教授 清水 重敦

(イ) 副委員長

久御山町文化財保護審議会委員 内田 盛夫

(ウ) 委員

龍谷大学政策学部教授 阿部 大輔

京都工芸繊維大学デザイン・建築学系教授 金尾 伊織

京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 福井 亘

京都文化博物館学芸課課長 橋本 章

東一口のふる里を学ぶ会代表 片岡 清嗣 (令和4年度・令和5年度)

東一口のふる里を学ぶ会副代表 鶴ノ口 彦晴 (令和4年度・令和5年度)

久御山町郷土史会事務局長 西脇 一修

イ. 指導・助言

文化庁

京都府教育庁指導部文化財保護課

ウ. 事務局

久御山町教育委員会生涯学習応援課

(4) 計画作成の目的と基本方針

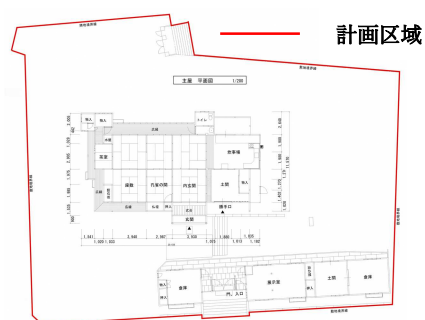
本計画は、久御山町第6次総合計画を上位計画とし、旧山田家住宅の現状や課題を把握し、中・長期的な保存と活用に必要な事項を明確化することを目的とする。

計画の基本方針は「適切な保存と活用を通して旧山田家住宅を未来へ引き継ぐとともに、地域に親しまれる文化財を目指す」とする。

なお、本計画は令和8年3月で完了したが、今後は旧山田家住宅保存活用プロジェクト会議における検討をもとに、計画的に保存・活用を進めるものとする。

(5) 計画区域

本計画の計画区域は、旧山田家住宅の敷地内とする。なお、この範囲は現在、久御山町教育委員会が管理を行っている。



計画区域図

第2節 文化財の名称等

登録有形文化財（建造物）に登録された際の情報を基に記載する。

(1)名称・員数・種別

山田家住宅主屋、1棟、登録番号第26-0345号

山田家住宅長屋門、1棟、登録番号第26-0346号

山田家住宅長塀、1棟、登録番号第26-0347号

(2)登録年月日

平成22年4月28日

(3)所在地

京都府久世郡久御山町東一口35

(4)年代

江戸後期（1751-1829） 昭和23年改修

(5)構造

山田家住宅主屋：木造平屋建 瓦葺 建築面積174㎡

山田家住宅長屋門：木造平屋建 瓦葺 建築面積107㎡

山田家住宅長塀：木造 瓦葺 延長20m

(6)所有者

久御山町

(7)登録基準

国土の歴史的景観に寄与しているもの

(8)解説

ア. 主屋

敷地の中央に北面して建つ。桁行19m梁間12m、切妻造棧瓦葺で、四周に下屋をめぐらし、正面中央に入母屋屋根の玄関を構える。内部は西寄りに土間、東側に六間取を設け、ザシキの座敷飾りや彫刻欄間などに意匠を凝らす。上質なつくりになる近世民家である。

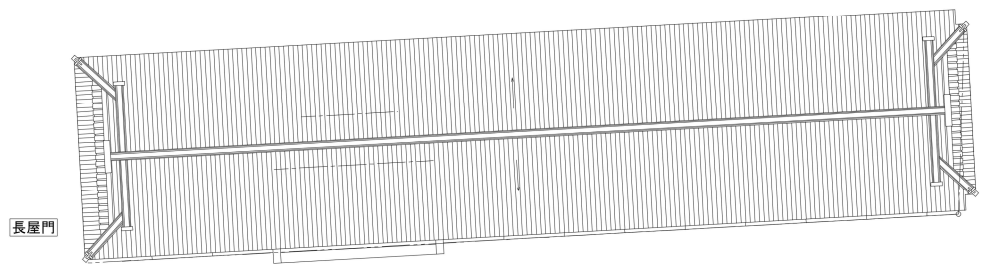
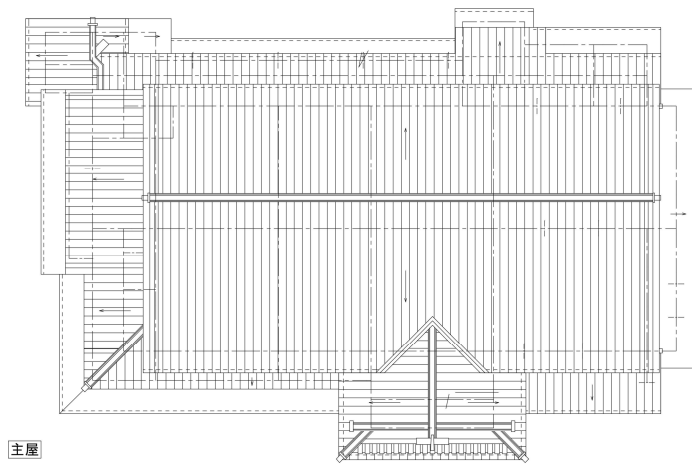
イ. 長屋門

敷地北辺の石垣上に建ち、桁行27m梁間4.0m、入母屋造本瓦葺である。東寄りに門口を開き、その東西に居室や物入などを配する。外壁は武者窓や与力窓を構え、腰を簾子下見板張とし、軒は出桁造で漆喰塗とする。重厚な表構えをつくる大型の長屋門である。

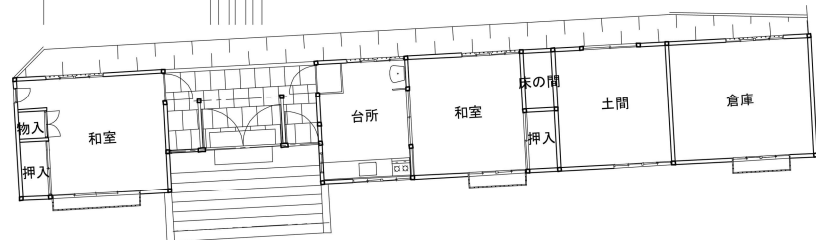
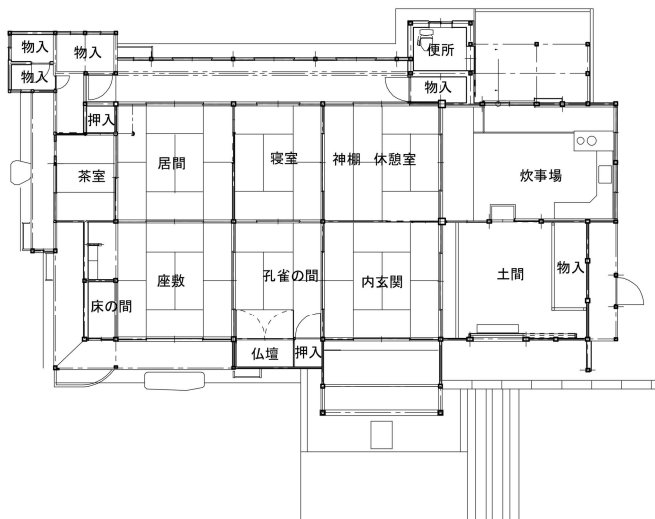
ウ. 長塀

長屋門の東端から敷地北東辺沿いに延び、折曲り延長20mを測る。長屋門と一連の切石積石垣上に建ち、切妻造本瓦葺で、外壁は、長屋門と同様に腰を簾子下見板張とし、軒は腕木とも漆喰で塗り込める。旧家に相応しい格式ある屋敷景観を形成している。

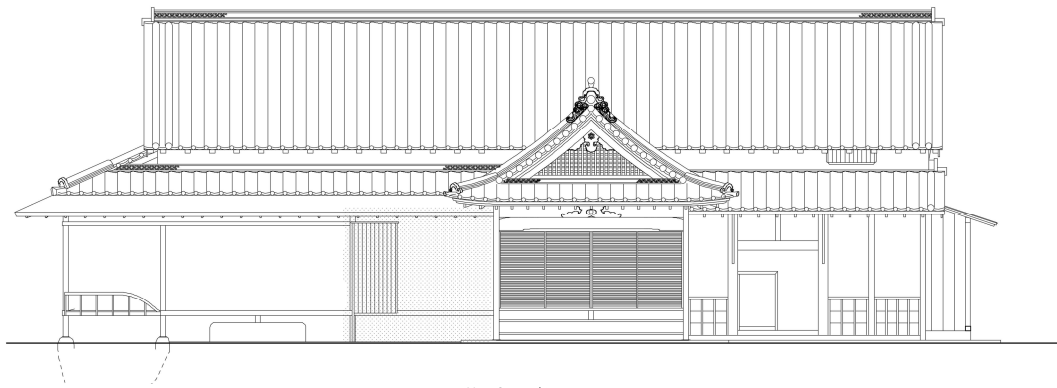
(9)屋根伏図・平面図・立面図



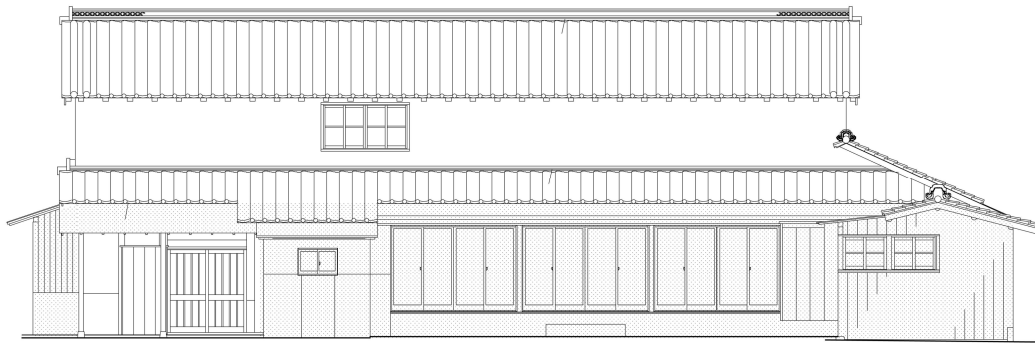
屋根伏図



平面図



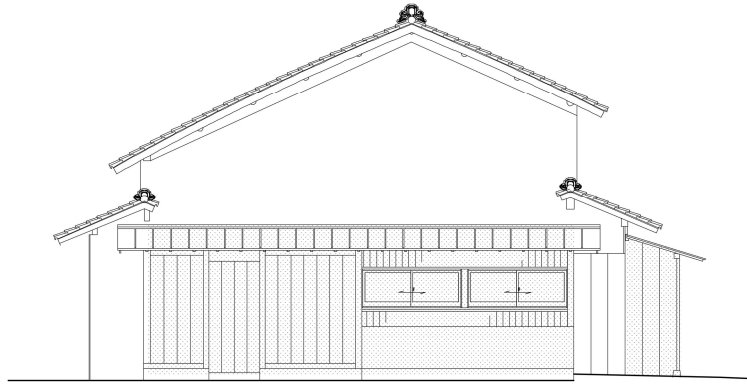
北立面图



南立面图



東立面图



西立面図

第3節 文化財の概要

(1) 歴史的概要・変遷

旧山田家住宅は、京都府久世郡久御山町北西部の東一口、現在は干拓されて面影はないが、周囲 16 km、面積 800 ヘクタールに及んだ巨椋池の南西に位置する。山田家は本山田とよばれ、淀川・巨椋池の漁業者の代表として御牧郷 13 カ村をまとめる大庄屋であった。敷地は、およそ東西 40m、南北 30mで、水害に備えて石垣の上に築かれている。

長屋門は、屋根を本瓦葺、軒裏並びに壁を漆喰塗とし、与力窓や鎧庇の出格子を備えるなど、重厚な外観を呈し、往時の格式を偲ぶことができる。規模は、東西約 27m、南北約 4 m、入母屋造で組棟の上段に松葉菱、下段に「丸に五つ引き」家紋の瓦が組み込まれている。外観の意匠は往時の状態が受け継がれ、景観の構成要素としても歴史的、文化的に貴重な建物である。

主屋は、東西約 20m、南北約 13m、入母屋造で、式台を備える玄関、居室部には網代や鯉の欄間、京狩野鶴沢派 3 代鶴沢探索の落款のある雲竜が描かれた襖絵など意匠を凝らした座敷が残っており、大庄屋としての格式の高さを伝えている。昭和 23 年に敷地南東にあった離れと主屋の南側の 3.5 間分、西側の約 2 間が除却されているが、建築当時からの特徴は損なわれていない。

建築年代は、建築様式からみて 18 世紀末から 19 世紀初め頃の建築と推測され、主屋、長屋門及び長塀が平成 22 年に国の登録有形文化財に登録されている。

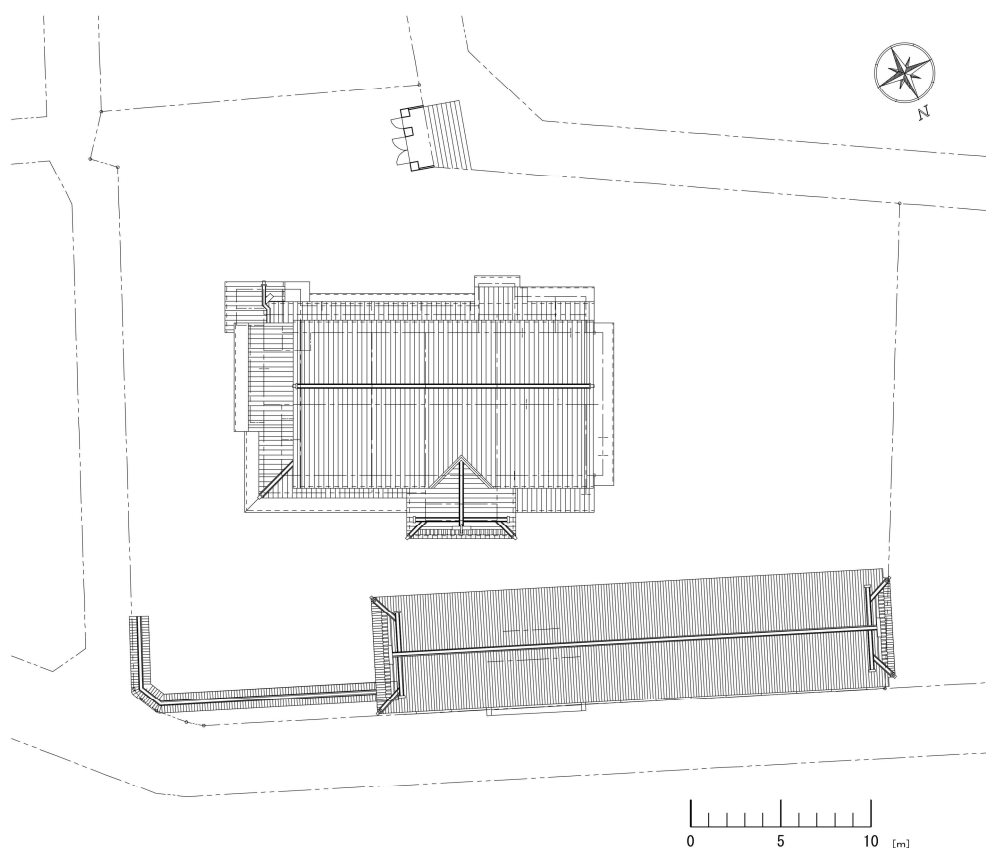
旧山田家住宅は、前記の登録有形文化財が通りの景観としても非常に良好な状態で保存されており、特に石垣の壇上に構築された重厚な長屋門と、門を入ってから初めてわかる主屋の外観とがよく調和し、大きな魅力の一つとなっている。

(2) 建造物概要

ア. 敷地・家屋配置

旧山田家住宅の敷地と家屋配置は下図の通りである。敷地は、東西約40m南北約30mで、敷地の主な出入口は、敷地北側の長屋門と、敷地南側に存在する。南側の出入口は、東一口のメインストリートであったと考えられる「本通り」から直接アクセスできる位置にある。東一口は、かつて水害が多く発生していた地域であるため、建物の敷地周囲には石垣が張り巡らされ、敷地自体が盛り土され前面道路よりも約1.4m高い位置に設けられており、長屋門入口正面には階段が設置されている。

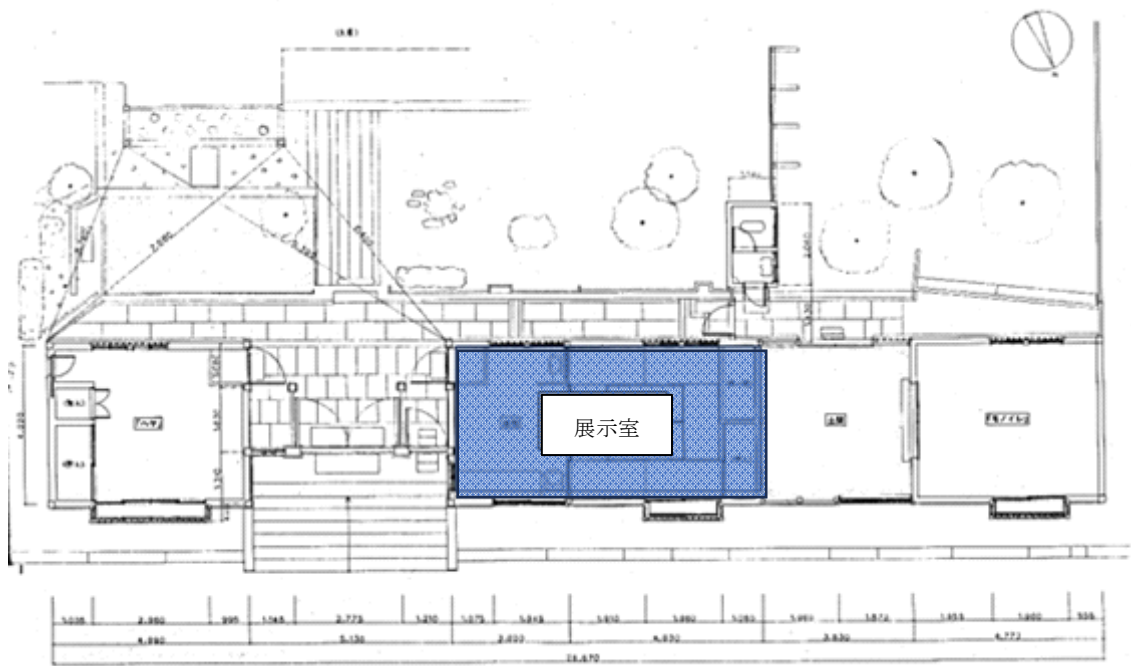
主屋、長屋門共に、東西方向を行方向としている。敷地北側の幅員の広い道路に面して長屋門が建てられており、敷地中央部分には、北側に式台玄関を構える主屋が配置している。



イ. 長屋門¹⁾

(ア) 平面形式

長屋門は桁行15間(約27m)、梁間2間(約4m)、棟高約5.5mの規模を持つ。東寄りにケヤキの両開き内向きの板扉を設けて、間口3間の入口としており、敷地外側から見て扉の右脇には潜戸がある。現在は入口通路を入ると左側に倉庫として使用されているへやが1部屋あり、右側には展示室、ドマ、倉庫と部屋が並ぶ。左側の倉庫、右側の展示室、倉庫には、敷地外側の壁面に間口1間の出格子窓がそれぞれ1つずつ設けられており、展示室とドマには間口1間の与力窓がそれぞれ設けられている。さらに、敷地内側の壁面には左側の倉庫に1つ、右側の展示室に2つ、倉庫に1つ平格子窓が備え付けられている。



(イ)基礎と外構

基礎は、地覆石に土台を据えて柱を立てる土台敷きである。入口通路部分の独立柱は、礎石に直接柱を立てる石場立てである。外構は、入口通路付近がモルタル仕上げで、主屋側の軒下には敷石が敷かれている。壁は漆喰大壁塗りで腰部分を下見板張りとする。



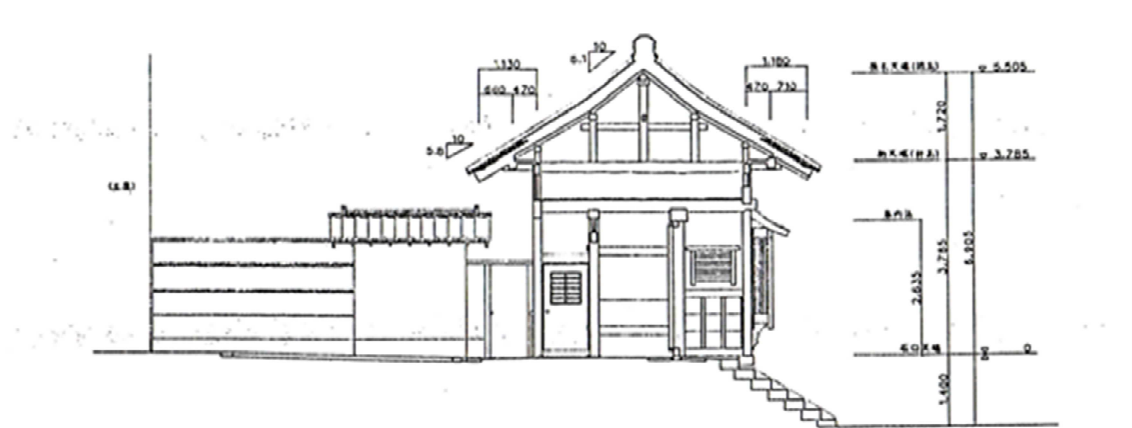
(ウ)軸部

軸組は京呂組で、主要な柱は台鉋^{だいがん}で仕上げられた角柱である。漆喰を塗りまわした軒は、柱の上に腕木をのせた船柁造りである。入口通路部分では独立柱上に冠木^{かぶき}をのせ、5本の梁をかけて天井板を支える。扉筋より約1間主屋側にある控柱の虹梁には、丸に5本の横線を引いた山田家の家紋を彫った臺股をのせており、木鼻にも彫刻が施されている。



(エ)小屋組

小屋組は和小屋で、梁には松、垂木には杉の小丸太が使われている。屋根を反らせるため、垂木は鋸葺^{しころぶき}の様に中央の母屋で勾配を変え、棟木から軒先まで2本使われている。



(オ)屋根

屋根は入母屋造で、丸瓦と平瓦を組み合わせて葺く本瓦葺である。大横の両端には鯨が、両端より少し内側には龍の飾り瓦が置かれている。組棟には、上段に松葉菱、下段に「丸に五つ引き」の山田家の家紋の繰込み瓦が組み込まれる。軒先丸瓦にも家紋が入っている。瓦の状態を見ると、大正の屋根修繕の際には、瓦を再利用したようである。



ウ. 主屋¹⁾



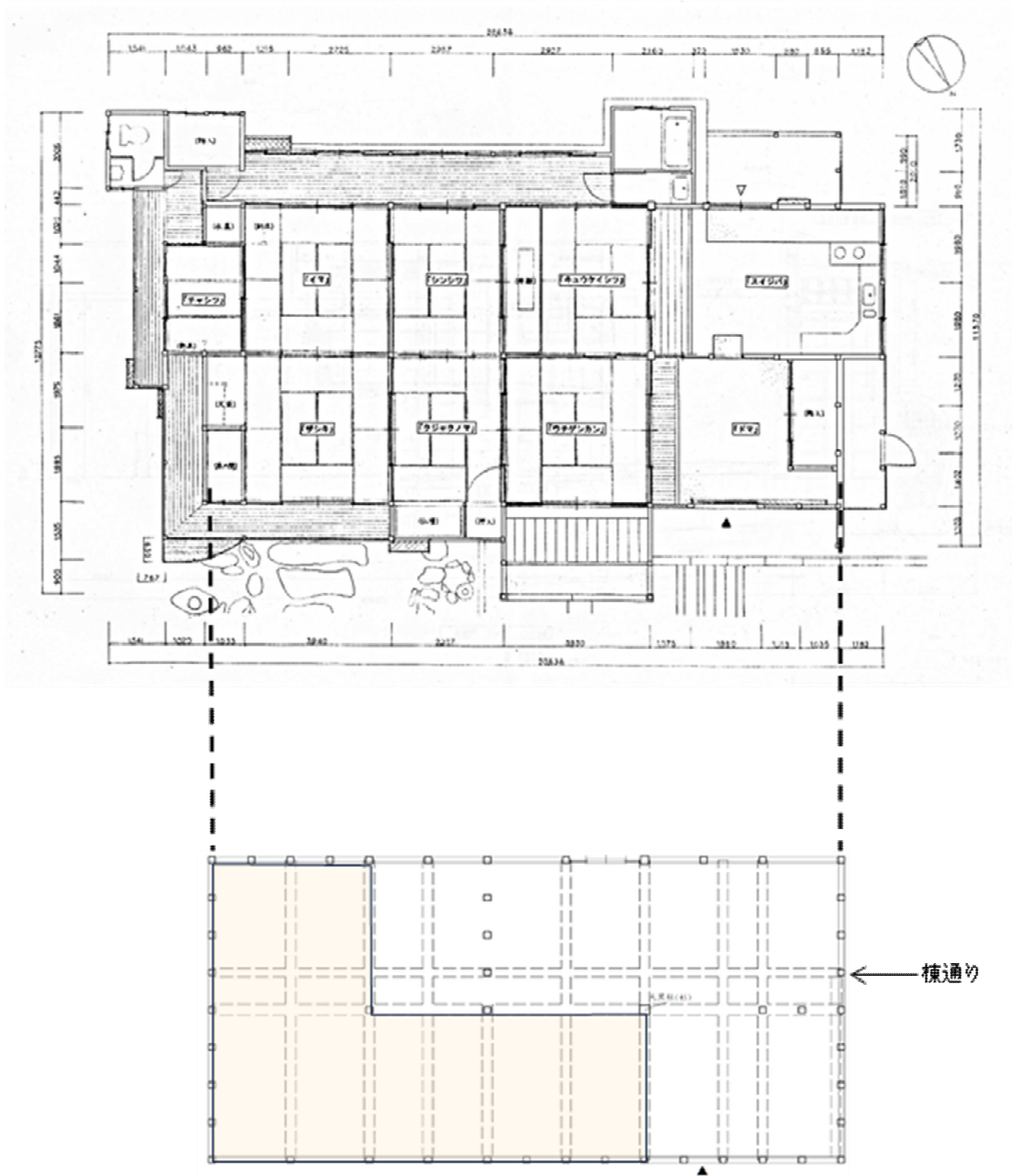


(ア)平面形式

主屋は桁行9間半（約20m）、梁間5間半（約13m）、棟高約8mの規模を持つ。平入で玄関は長屋門のある北側にあり、ドマは建物西側に位置する。主屋の棟木が通る棟通りは大黒柱の通る梁間中央のラインより南へ半間ずれた位置にある。棟通りから正面玄関側（北側）の軒桁までは2間半、背面側（南側）の軒桁までは1間半となっている。

居室は、ドマ側から、8畳、6畳、8畳の3室の畳敷きの和室が南北に2列に並ぶ6室構造である。ドマは南北で区切られ、表が「ドマ」、裏が「スイジバ」である。

ドマ側から表側3室が、「ウチゲンカン」（8畳）、「クジャクノマ」（6畳）、「ザシキ」（8畳）であり、裏側3室が、「キュウケイシツ」（8畳）、「シンシツ」（6畳）、「イマ」（8畳）である。「イマ」に面して東側に3畳の「チャシツ」が続く。〈図〉小屋裏平面は〈図〉のように1階にのる。〈図〉の着色部分は「ウチゲンカン」「クジャクノマ」「ザシキ」「イマ」の小屋裏部分にあたるが、この部分には天井上に竹スノコ、ゴザを敷き、ワラが敷き詰められていた。



〈図〉

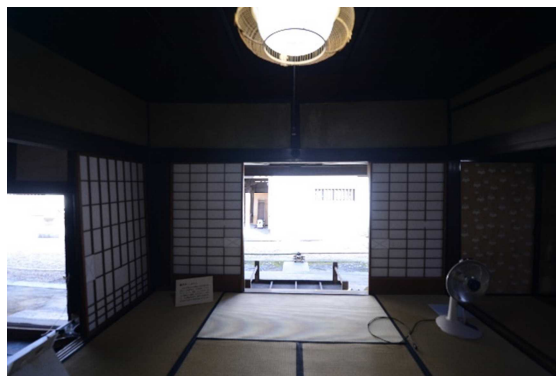
a. ドマ

ドマの幅は3間と広く、正面玄関横の入口には間口1間の大戸が建てられる。天井は根太天井であることから、階上を物置として利用していたと考えられる。



b. ウチゲンカン

敷地正面側に式台を備えた玄関が設けられ、賓客の来訪に対応できるように整備されている。造作をみると、「ドマ」境との構造は「ドマ」側に現れるように差鴨居で軸部を固めるが、「ウチゲンカン」室内側からは差鴨居が見えないように壁でおさめて長押を取り付けている。これは、招請の空間としての格式付けのために必要な要素である長押を廻すために為されたものと考えられる。また「ドマ」との境には、室内側に襖を張った舞良戸を用いて内部の格式を高めている。



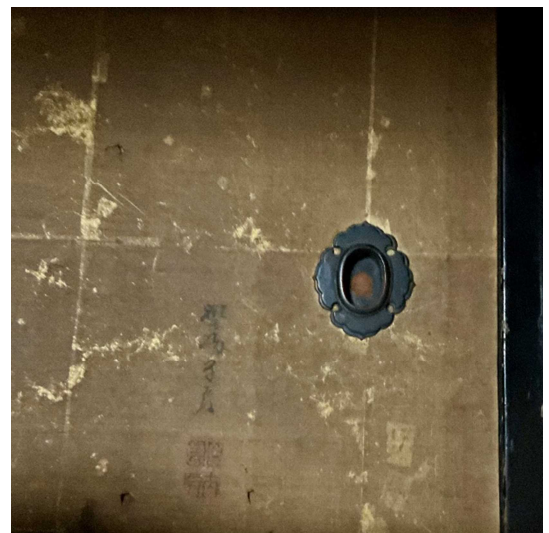
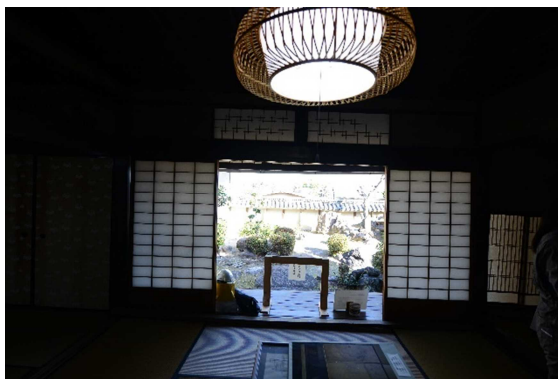
c. クジャクノマ

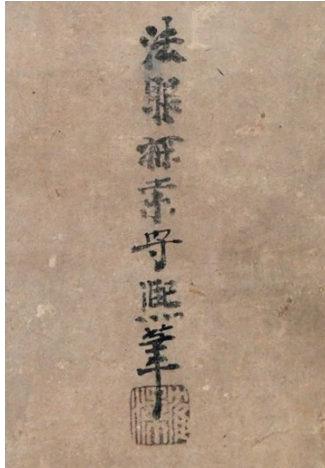
仏間として使用されていた空間である。古絵図や痕跡から、昭和 23 年以前の仏壇は、現在は減築された「イマ」の南側に接していた 6 畳の部屋から、当初縁側であった現在の位置に移動されたようである。



d. ザシキ

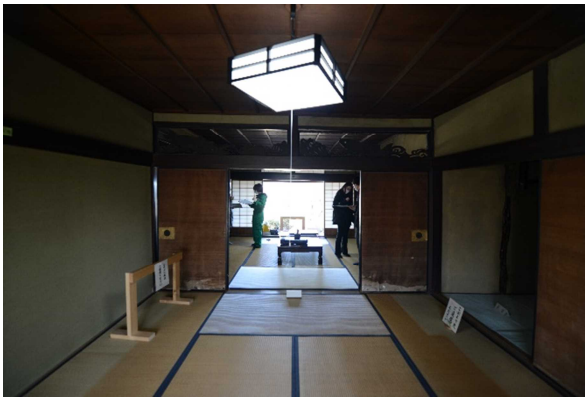
床の間、違い棚、天袋が設けられ、また、庭を眺望することができ、居室の中で最も格式の高い接客空間である。「イマ」と「クジャクノマ」との境には巨椋池漁業を彷彿させる鯉や籠目の模様豪華絢爛な欄間が備えられている。天袋の襖には「雅楽助岸良 (印) (印)」の文字がかかっている。また、「ザシキ」と「イマ」を仕切る襖には雲竜の絵とともに、左下隅に「法眼探索守熙 (印)」（鶴沢探索）の文字がかかっている。





e. イマ

「ザシキ」が整った床の間なのに対し、「イマ」は略式の釣床を設ける。釣床の釣り束は皮付きの丸太で、落とし掛けは新削りで仕上げられる。



f. チャシツ

イマの東側に3畳のチャシツが隣接している。水屋を備えた本格的な茶室であるが、3畳敷のため、釣床とすることで少しでも広く室内を使えるようにしている。他の部屋の部材が台匏仕上げであるのに対し、皮付きの丸太をそのまま使うなど茶室に相応しい造作がみられる。



g. シンシツ

「イマ」との境は、1間半が壁で、開口は幅半間の襖しかない。また、「キュウケイシツ」との境は押入が作られて、通り抜けができない。かつての民家におけるナンドのように、他の部屋に比べて開口部が少なくなっている。



h. キュウケイシツ

スイジバの隣に位置する部屋であり、東側の壁に神棚がまつられている。正面に唐破風がつく神棚は、横幅が5間（約1.6m）、高さが約70cmで赤漆の基壇（高さ約20cm）に据えられえる。



i. スイジバ

現在は現代様式の台所と食事室に改装されているが、これは昭和23年以降の改修時に床と天井を張ったもので、もともとはドマであった。

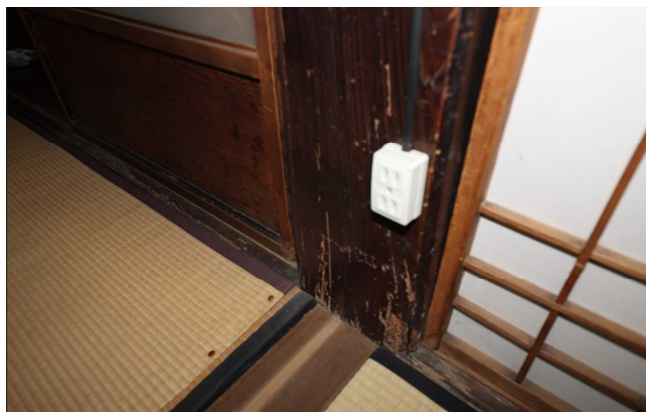


(イ)基礎

基礎は土台敷きで座敷まわりの床下は土を塗りまわしている。裏側では昭和 28 年の改修によりモルタルで塗りまわし、通気孔を設けている。

(ウ)軸部

主要柱は全て台鉋仕上げである。大黒柱（梁行側×桁行側 280×215mm）と小黒柱（220×225mm）は檜で、その他の柱（約 130×130mm）には上述の様に杉と松が使い分けられる。柱相互は差鴨居でつながれる。差鴨居には松が使われ、これを受ける柱も松である。

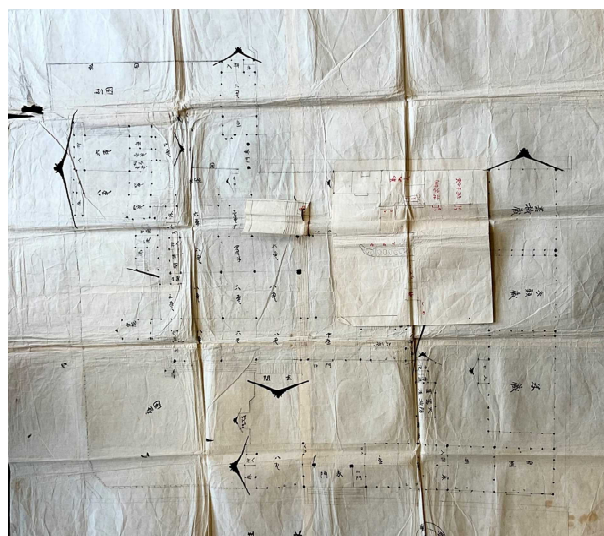


(エ)屋根

屋根は切妻造の棧瓦葺で、西周に庇がつく。庇は 4 面のみスレート葺で、他の 3 面は棧瓦葺である。軒先瓦が古いことから、屋根の葺きなおしの時に再利用されたようである。

エ. 昭和 23 年以前の建造物について

旧山田家住宅は昭和 23 年に大きな改修がなされ、規模が縮小したことはこれまでの調査や史料から明らかとなっている。所蔵されている山田家文書の屋敷図面（下図）から昭和 23 年以前は現在の規模よりも相当大きな規模であったことがうかがえる。この屋敷図面は図面の表記方法や「庭園」という表記から恐らく明治時代に作成されたものであると考えられる。同図面は文書資料をもとに作成された図面である。昭和 23 年に減築されたのは主屋南側（背面側）の 2 列分、土間の西側、主屋の南東の離れ部分、道具蔵である。その後、昭和 53 年 2 月に、衣装蔵、米蔵が解体され、現在の規模となった。



■ 敷地内建物の変遷について

1. 主屋
主屋の南側及び西側では、図の通り一部除却され、外観の改変も認められるが、現在残されている居室部分は江戸後期に建築された当初の姿を残していると考えられる。
2. 長屋門
長屋門は前面道路から階段で上がった高い位置にあり、これまで屋根瓦葺の修繕（市瓦再用）等はなされていないものの、外観の大きな改変はないように見受けられる。



米蔵、衣類蔵：昭和53年解体

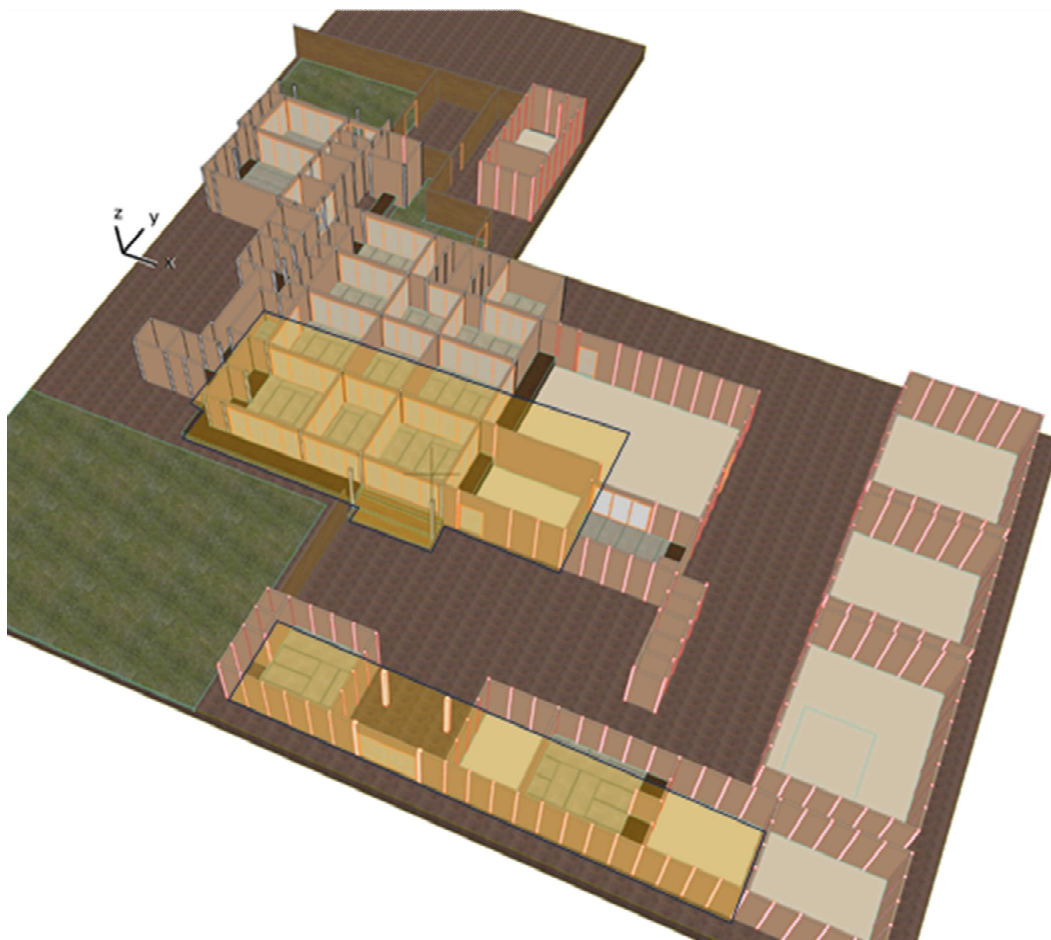
主屋
建築年代：江戸後期
改修履歴：昭和23年後方居室部他解体

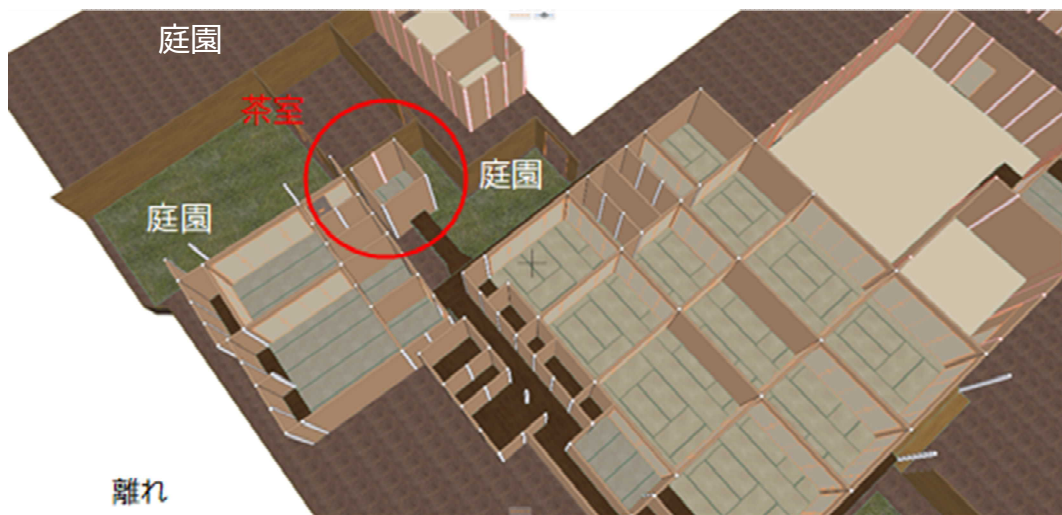
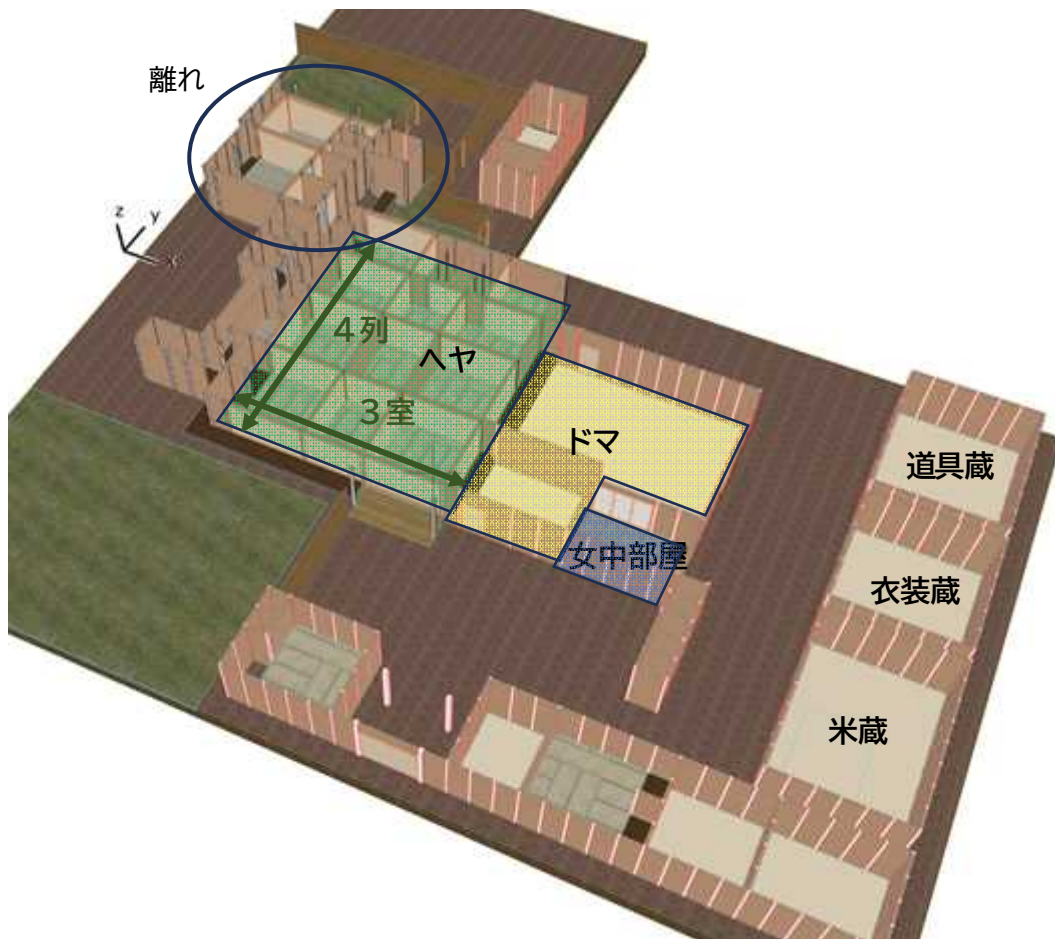
長屋門
建築年代：江戸後期
改修履歴：大正7年改修

敷地内建物の変遷

以下の図は、山田家文書に描かれた屋敷図面の平面図を参考に作成した昭和23年以前の旧山田家住宅3D図面で、1階平面の壁と柱、床、畳の位置を表示している。1点目の図の黄色の網掛け部分が現在残っている建物の規模である。

昭和23年以前の主屋は、2点目の図のようにドマがL字型に配置しており、ドマの東側に3室×4列ものへやが存在していた。また、ドマの手前の6畳の和室は女中部屋として使用されていたと考えられる。さらに、へやの南東部分には離れが建てられていた。3点目の図に示すように、離れには2畳の茶室が別棟で設けられていたことや、現在残っている庭園のほかに2つの庭園が離れを囲むように配置しており敷地内には合計3つの庭園があったことから、山田家の接客空間の充実と格式の高さがうかがえる。





(3)庭園に関するこれまでの調査報告の概要

ア. 旧山田家住宅における庭園について

本庭園の特徴は、前庭からの視点、主屋、濡れ縁からの視点、主庭・築山からの視点による所に特徴を持つ庭園である。本庭園については、西(2012)の資料論考²⁾と福井(2023)³⁾による既往調査があり、本庭園の価値は示されている。本庭園では視点、視点場に関する点と思想的な部分による点が大きいと考えられる。現在(2026)での現状を踏まえたうえで、その点を中心に以下に記述を進めるが、前庭については整備の関係で消失している点は大変残念であるが、記録保存という点で記載をする。まず、長屋門から入りすぐにある式台前の前庭について、続いて前庭から見る主庭の各内容について記述し、庭園の価値を文字化するとともに、今後の整備、管理保全について示す。

イ. 前庭

前庭については、令和8年(2026)時点では消失してしまっており、残念ながら現存しない。平成27・28年度に実施の「山田家住宅長屋門・長塀保存・修理工事」の施工にあたり更地化されたものである。

前庭は、昭和時代の作庭であり、比較的新しい庭であるが、後述する主庭に合わせて小品的に作庭されており、長屋門から入ってくる客を迎えるしつらえた庭として、心地よいものであった。長屋門の内開きの豪壮な板扉を抜けた場所に前庭が存在していたことを考えると、入ってきた客人は、敷石を踏み、内玄関、そして式台玄関へと至る動線構造である。左手にある主庭よりも先にこの前庭を目にすることになる。主庭に比べて、小さめの石組を単純な組み合わせで配している。これは、小さいながらも広がり感のある作庭になっている。客人の視野に入る最初の場所は、その手前の空間にまず視点が行き、その後、その奥の瀟洒な石組が垣間見られる場への視点誘導のような構成を持つ。これは、主屋へ至るまでの期待感を持たせる作庭手法といえる。

敷石の東西の左右には、抽象的な鶴石組と亀石組が組まれている。この石組は、主庭の豪華な石組に対して、小振りの石組を配し、神仙思想や吉祥思想を玄関部に配している形となることから、客人への心づくしが感じられる。また、西側部には、クロマツ(*Pinus thunbergii* Parl. (1868))、ロウバイ(*Chimonanthus praecox* (L.) Link (1822))、ツバキ(*Camellia japonica* L. (1753))などが植えられていた。花木による季節感と目隠し的な配植とした前庭が、調査²⁾時にはあった。当時上手く植栽されていたであろう、過日にはあったかもしれない樹木による見え隠れを構成していたその確認は、難しいものになっている。もし、あれば、客人を迎え入れるに対して、品のある作庭だったと推察される。

また、長屋門の大門の右脇に潜り戸を設けられている。日常的にはこの潜り戸が利用されていたといえる。潜り戸前には、サンゴジュ(*Viburnum odoratissimum* Ker Gawl. (1846))の生垣を設けて目隠しをしている。ただこれも今では確認ができない。

ウ. 主庭・全体

主屋座敷に北面する主庭の様式は、「築山式枯山水庭園」である。北側の土塀を約1.8mと比較的低くしているのは、主屋座敷や庭園内からの景観を取り入れた手法と考えられ、主屋からの視点は、客人や主人が眺められる景を構成していると考えられる。かつての「巨椋池」や比叡山・愛宕山など、遠方にある京の山々を借景^{4,5)}として取り入れたことが容

易に想像される。作庭当初は、現在のような平坦部が無く、岩組だけだった可能性は考えられる。これは、主屋の座敷から見る景観を考えるに、巨椋池、愛宕山、比叡山なども見えた可能性がある。こういった景観を取り込む広大な庭園空間が作庭された可能性は高い。濡れ縁からの立視での視点においても、茶室へ望む際の手水石の位置からも同様に、枯山水庭園の向こうに望む借景としての庭園を構成していたと考えられよう。昭和初期に干拓されて現在は無いものの、巨椋池の存在が強く、これを取り込んだ庭として作庭者の意図は大きい。巨椋池は、東一口にとって、生活・経済の「水域」であることに加え、巨椋池を活用し、京都の山並みまでも取り込んでいく様は、大変雄大な光景であったと想像に難くない。ハス (*Nelumbo nucifera* Gaertn. (1806)) や水際のヨシ (*Phragmites australis* (Cav.) Trin. ex Steud. (1841)) などの植生があったことから⁶⁾、その緑の空間と水景としての光景は、大変美しいものと推察できよう。巨椋池を活用し、その視点場としての築山の景は、「石組園生八重垣伝」⁷⁾の記述されているように、囲った中からの外に向けての借景景観を形作っていると本庭園を見て感じる所でもある。

また、本庭園の見た感想として、巨椋池自体を杭州の西湖 (Xi Hú) に見立てての作庭を行ったという想像も感じ、また江戸期での他の庭園において西湖景観を庭園に取り込んだ報告⁸⁾もあることから、本庭園についてもその可能性を考えた。大庄屋ということからも教養的素養も高かったのではないかと推察され、中国古典、日本古典にも親しんでいた可能性も考えられる。しかし、この点は筆者の主観であり、客観性を伴っていないことから、文献等の史料調査、シミュレーション、再現図などを行う必要があると言える。中国の園冶 (yuán yě) の記述にも借景や石の配置についての参考が確認できる⁹⁾ ことから、日本の文献資料¹⁰⁾ とともに、今後確認を進める必要は高い。

エ. 主庭・築山

主庭の中心、北側には1.2mほどの高さの築山があり、現状では頂上部が平坦になっている。作庭当初からこういった形状であったか、現段階では確認できない。しかし、築山から北側を眺める装置としての視点場があったとは想像できる。また、この視点場は坐するか立つかによって、視点の仰角が異なることから、この点も今後検討する必要がある。この築山は、恐らく神仙思想の中での蓬萊、方丈、瀛州の三神山として構成していると見て取れる。東南隅に象徴的な斜石を組み、この築山自体が亀石として形作っている。その亀石東南向かいの石自体も、また陰陽五行的な要素としての石が位置されている。このあたりの石組の手法については、江戸時代中期頃の作庭を特徴づける要素といった報告²⁾があるように、思想が多く入っていると思える。また、この築山へ向かうためには、回遊可能な飛石を打っている。これは、外景を見させるためと考えられる。なお、現状での頂上付近に平坦にモルタルが打たれているが、古いものではない。これは、景観を意識したものなのか、もともとなかったものなのか、今後の調査にゆだねたい。ただ、気になるのは築山北側の土壁の際にある鞍馬石の様な鉄錆を帯びた花崗岩の沓脱石的な長石が配されているが、実用的な石の配置ではない。頂上部すぐ横にこういった石があることは、単なる飾りなのか、かつて何か実用に使われてきたのか、今後の検証が必要になるかもしれない。

築山の中心は石で組まれた枯滝であり、主屋座敷からの主景となっている。約90cm高の2段落により、左右の滝石組とともに借景を意識した枯滝石組である。前方には、三角

形の伏石を配し、この景石によって滝石組へ遠近感が作られている。築山東側にある約1mの高さのある立石とともに、石組を引き締める重要な石であるといえよう。ここで使われている石材は、中には特徴的な緑泥片岩も使われていることから、周辺域から集められた石などを中心に使用されていると思われる。石材の種の同定も今後必要になるといえる。

オ. 主庭・その他

主屋座敷の縁先手水鉢は、自然石へ鉢腹を深く彫り込んで、役石も大振りに組まれている。この手水鉢の横面に矢形の跡が確認できる。調査²⁾によると「侘錆をもたらず手法の一種で、この矢形跡の大きさからも江戸時代中期頃のものとして推定される」とある。一方、鱒据石組は、廊下より孔雀の間に至る露地に配置したものと思われる。また、濡れ縁の下の大きく穴の掘られた場合は、巨椋池が存在していた当時、水が上下にしみ出して上がってくることで、巨椋池の状態を当主が判断していたと言い伝えられている。

全体的に俯瞰してみると、飛石も含め比較的大振りの石材による石組手法が見られることが特徴でもある。これは、江戸時代中期頃の特徴を備えた書院式庭園ということもいえるのではないだろうか。また、石灯籠が3基ほど平成7年(1995)の阪神淡路大震災の際に倒壊し、隅に寄せられてしまっているものがある。一つは、形状のわかるものとして太鼓灯籠であり、中台の個所が太鼓だったようである。宝珠のあたる所に置いてあった可能性がある鳥(鶏?)型の石があることから、特徴的な太鼓灯籠ではなかったかと推察される。

(4)文化財登録に至る経緯

平成21年度に山田賀繼氏より山田家住宅の寄附申出があり、東一口自治会より久御山町に登録文化財台帳への記載手続きの要望が提出された。文化庁による現地指導を得て、平成22年4月28日付けで主屋、長屋門、長塀各1件計3件が登録文化財台帳に記載された。その後、平成25年度に久御山町へ寄贈され現在に至る。

年次	内容
平成21年度	山田賀繼氏より山田家住宅の寄附申出を受ける 東一口自治会が要望を提出される 文化財保護審議会に寄附申出等を報告
平成22年度	国登録有形文化財建造物に登録<主屋、長屋門、長塀>
平成23年度	山田家住宅の保存活用を文化財保護審議会へ諮問 文化財保護審議会から答申を受ける
平成24年度	東一口のふる里を学ぶ会結成
平成25年度	山田家住宅寄贈式 寄贈目録、国登録有形文化財登録証等を受理
平成29年度	旧山田家住宅の公開式典 公開開始
令和6年度	(公財)久御山町文化スポーツ事業団による指定管理開始

(5)改修履歴

年次	事業内容
昭和 23 年	主屋南側(背面側) 2 列分、土間西側、主屋南東離れ部分 減築 道具蔵 解体
昭和 53 年	衣装蔵・米蔵 解体
平成 25 年度	長屋門屋根仮復旧工事
平成 26 年度	長屋門、長塀保存・修理設計委託業務 主屋トイレ改修及び下水道接続工事 防犯カメラ購入事業
平成 27 年度	長屋門、長塀保存・修理工事 長屋門、長塀保存・修理工事監理業務委託
平成 28 年度	長屋門、長塀保存・修理工事 長屋門、長塀保存・修理工事監理業務委託 展示委託業務 (タペストリー製作) 西側通路玉砂利敷き工事 外部給水配管改修工事 主屋・長屋門改修工事 (畳換え・展示室整備・手すり設置等)
平成 30 年度	ブロック塀改修工事
令和元年度	長屋門壁面及び主屋屋根修繕工事
令和 4 年度	長屋門漆喰塗替工事 レッドロビン植付け工事
令和 5 年度	長屋門漆喰修繕工事
令和 7 年度	主屋構造応急補強工事

第 4 節 保護の現状と課題

(1)保存の現状と課題

主屋の現状は、軸部に傾斜を生じており、土間上の構造材が軸部柱から仕口などの離脱が認められることから、地震、強風等の顕著な災害により更なる傾斜などの危惧が認められる。令和 7 年度には、旧山田家住宅保存活用計画検討委員会からの提案をいただき、地震などによる主屋の倒壊防止を目的に主屋構造応急補強工事を実施している。

長屋門と長塀は一体に連続しており、長屋門の軸部は木造になるが、全体は大壁造りになるため、構造的には安定している。正面道路側の石積みは、積み方に不陸が生じているが、最上段では延べ石を桁行き全体に並べて不陸を解消している。

なお、長屋門・長塀については本瓦葺屋根の垂れ下がりや瓦の葺きずれの修理等を行うため、平成 27・28 年度の 2 年間で保存・修理工事を実施している。

(2)管理の現状と課題

平成 29 年度より公開を開始。令和 6 年度からは管理・運営を(公財)久御山町文化スポーツ事業団による指定管理とし、毎週土・日曜日及び祝日に説明員を配置し入館者の対応にあっている。無人となる公開日以外の施設管理については課題が残る状況である。

(3)活用の現状と課題

これまで旧山田家住宅の公開活用に向けては、東一口や巨椋池の歴史を知る学習の場として、漁業資料の展示等を行うとともに、地域のボランティア団体と連携し、地域の特色を活かした特別公開の実施などを通して地域交流の場としてきた。平成 29 年度から令和 6 年度の 8 年間の累計入館者は 5,525 人、うち町民は 2,259 人となっているが、公開開始以降大きく入館者を増やせていない状況である。

第 5 節 計画の概要

本計画は、以下の 5 つの項目により構成されている。

(1)保存管理計画

登録有形文化財(建造物)である旧山田家住宅の状態を把握し、適切に保存管理するための方針について定めた。

(2)環境保全計画

旧山田家住宅の敷地内の環境を保全する方針を定めた。

(3)防災計画

旧山田家住宅の敷地内において想定される災害について課題を把握し対処方針の検討を行った。

(4)活用計画

旧山田家住宅の公開と活用について方針を定めた。

(5)保護に係る諸手続き

登録有形文化財(建造物)としての修繕や改修などに必要な手続きを整理し記載した。

第2章 保存管理計画

第1節 保存管理の現状

旧山田家住宅は、先に記したとおり昭和23年に南側と西側の一部が除却（減築）されている。除却以前の状況は、描かれた年代は明らかになっていないが、古い絵図面から間取り等を含めて、相当に規模の大きな住宅であったことがわかる。この当時の建物の屋根の形は、昭和21年に米軍によって撮影された写真から確認でき、不明瞭ではあるが、主屋には現在の棟位置で全体に大きな屋根がかかり、離れ座敷が角屋つっかの形で接続していたと考えられる。現状では当時の外観等がわかる資料が見つかっておらず、資料に基づき減築される以前の状態へ復元することは困難な状況であるが、新たな資料に関する調査や痕跡調査等を進めていく必要がある。

旧山田家住宅の現状としては、軸組等の劣化が進行し、建物全体に不陸や傾斜等が生じ始めている。原因として考えられることは、長年にわたる経年劣化もあるが、伝統的な家屋によく見られる耐力壁の不足も要因の一つである。このことは、既に実施された構造計算に基づく耐震診断においても確認されている。今後の建物の活用にあたって、第一に建物の安全を確保することが必要となる。



昭和21年米軍撮影の航空写真（中央が山田家）¹¹⁾

第2節 保存管理の基本方針

旧山田家住宅主屋については、これまで耐震補強工事の実施には至っておらず、現状内部に入っての見学を中止している状況となっている。今後の保存管理については、保存修理工事及び補強工事を実施したうえで、主屋内部に入っての見学や施設利用が行える状態としていくこととする。また主屋西側土間及び南側廊下の昭和23年以降増築部分について解体し、戦前の外観を想定した部分復元工事の実施を検討する。

工事内容の詳細を決定するにあたっては、財源や工事実施による開館休止期間の長さなども十分考慮するとともに、建築基準法及び都市計画法上の課題についても慎重に検討したうえで決定する。

また、保存管理を進めるにあたっては、町内企業がもつ様々なものづくりに関する技術の積極的な活用を行うこととする。

第3節 保存の方針

旧山田家住宅については、江戸後期の創建以降、主屋は一旦増築された後、昭和23年に減築が行われているものの、建築当時からの特徴は損なわれていないといえる。そのため「第1章第1節(4)計画作成の目的と基本方針」に従い、現在の旧山田家住宅の保存の方針を次のとおりとします。

(1)保存の方針

ア. 主要な構造及び外壁等の部材

材料自体の保存を行います。劣化が激しく、活用にあたり安全上支障をきたすと判断できる場合、創建当初の雰囲気を損なわないように改修します。

イ. 内装、建具等

創建当初と判断できる部材については、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行います。修理が必要な場合は、創建当初の雰囲気を損ねないように配慮し、可能であれば外装内装共に復元することも検討します。

なお建築物ごとに「保存部分」、「保全部分」、「その他の部分」の3つの区分に分け下記に従い保存を進めます。

(ア)保存部分

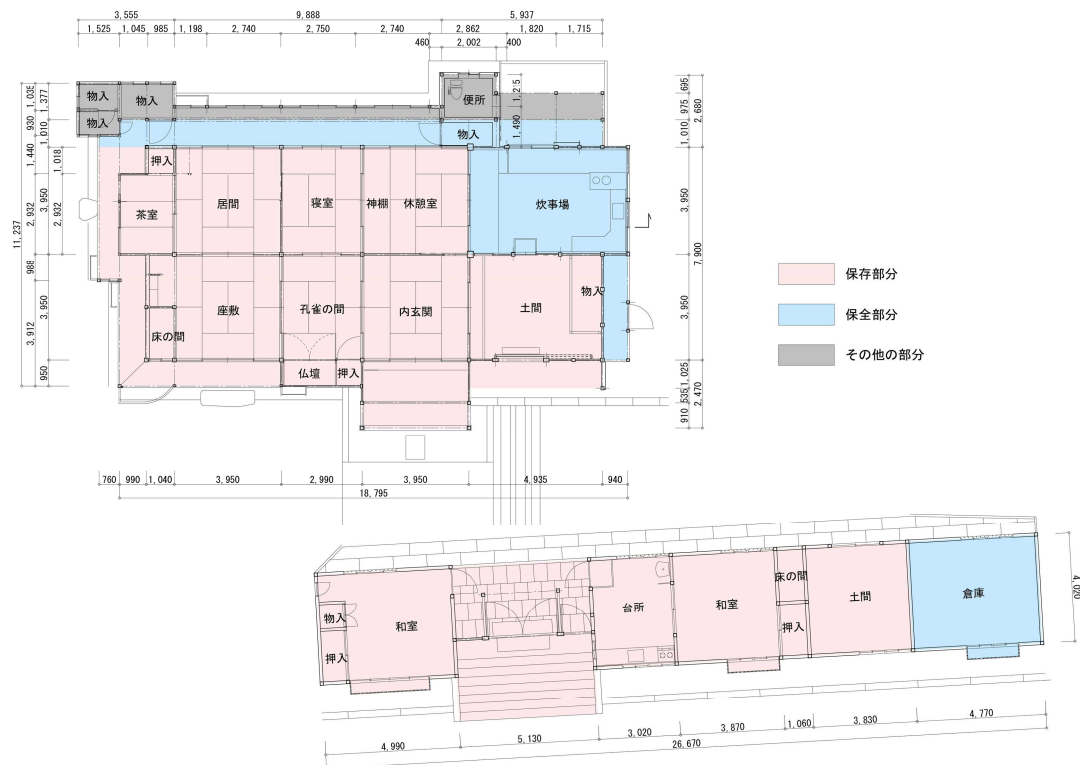
文化財としての価値を守るために保存する部分

(イ)保全部分

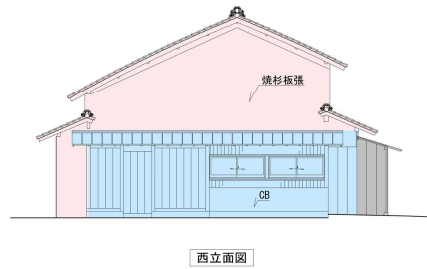
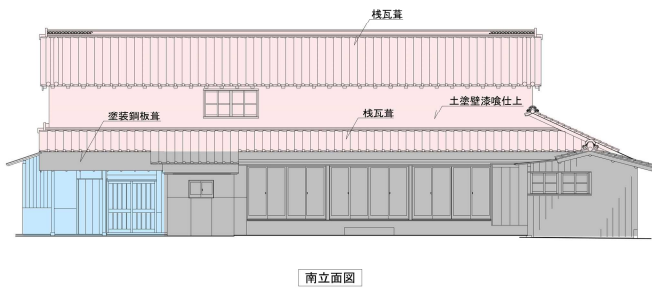
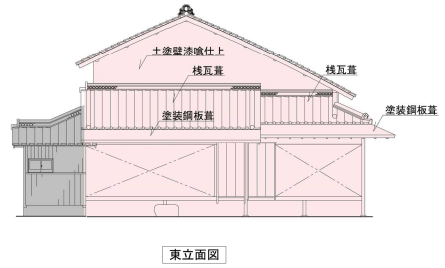
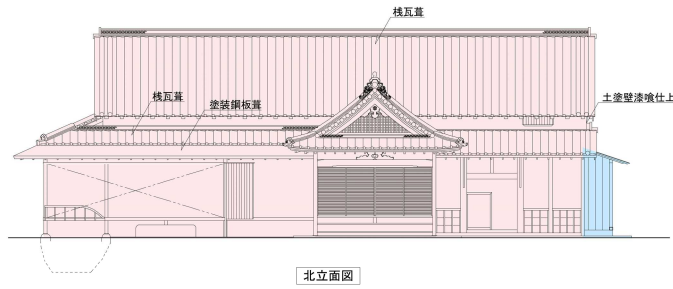
改修されているが現在までの経緯を後世に伝えるために必要な部分で、大規模な改変は行わない部分

(ウ)その他の部分

活用または安全性の向上のために改変が許容される部分

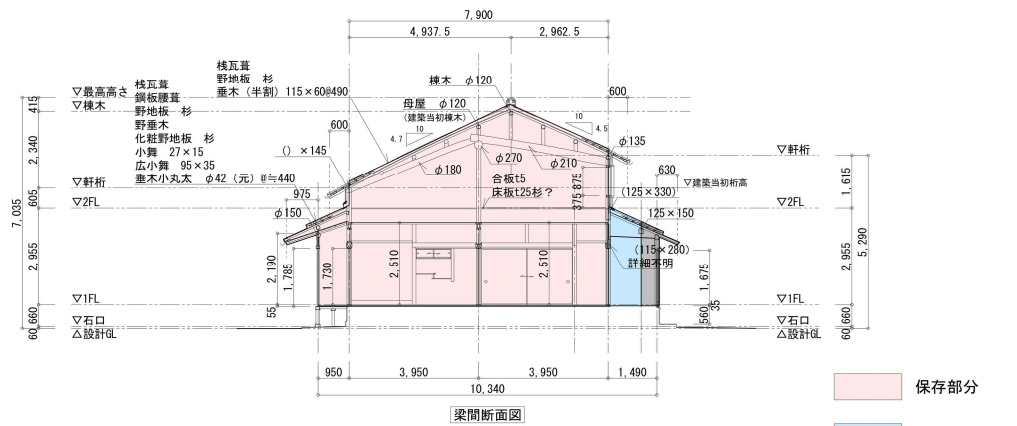


平面図

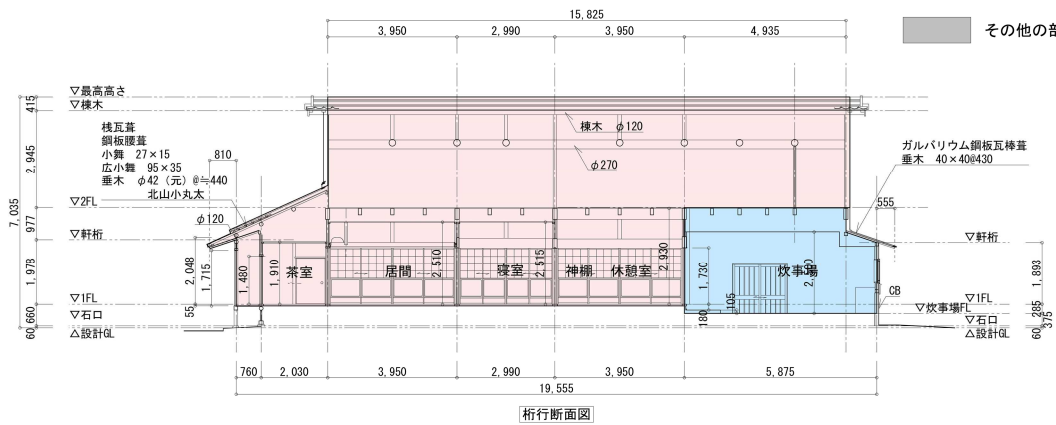


保存部分 保全部分 その他の部分

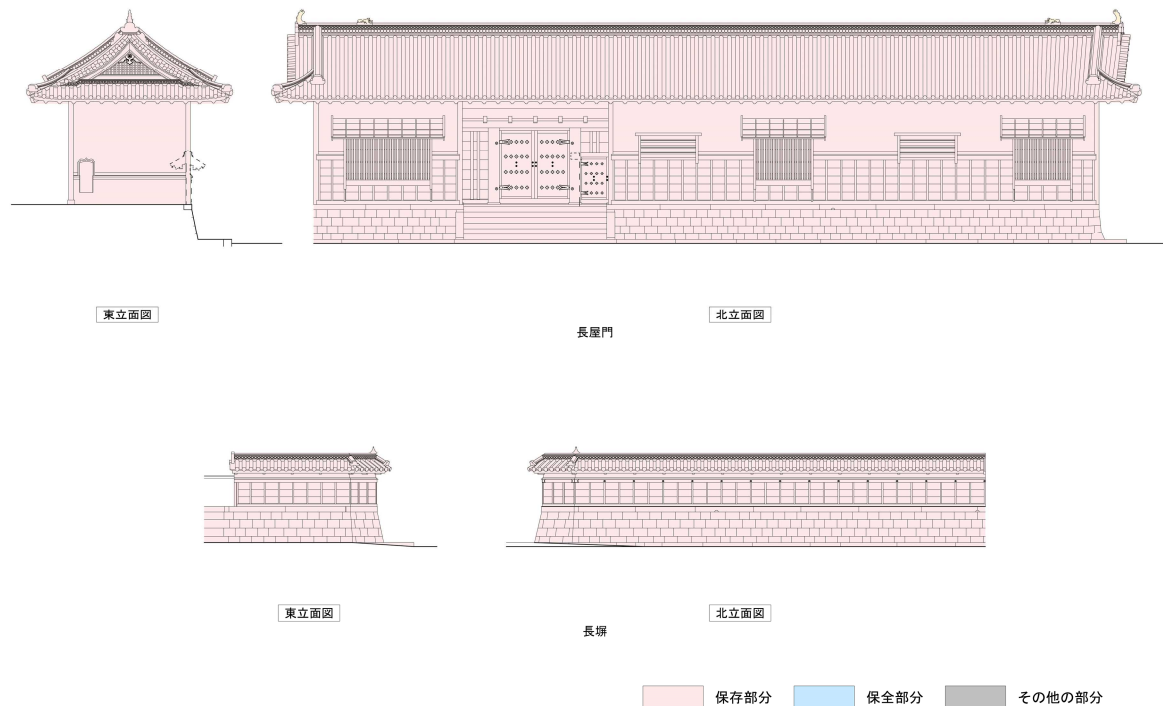
主屋立面図



保存部分
保全部分
その他の部分



主屋断面図



長屋門・長塀立面図

第4節 管理計画

(1) 管理の体制

本施設は久御山町が所有者であり、(公財)久御山町文化スポーツ事業団が指定管理者として施設管理を行うとともに、土・日曜日及び祝日に説明員を配置し公開を行っている。

(2) 管理方法

指定管理者は、下記の業務内容にしたがって施設の維持管理を実施している。

ア. 清掃業務

日常に行われる清掃を行い、トイレ等施設の衛生管理を合わせて行っている、入館者が好印象を得られるように実施している。

イ. 植栽管理業務

敷地内の植栽管理については、除草、除草剤散布、生垣剪定、高木剪定を実施し、本施設に悪影響が及ばないようにするとともに、落ち葉やゴミ拾いなどを行い周辺環境へも配慮する。

ウ. 巡回業務

本施設の維持のため、館内や敷地内を巡回する。巡回の際には建物や資料の破損に注意し、異常が認められた場合には生涯学習応援課に連絡のうえ、適切に処置を行う。

エ. 入館管理業務

入館者について人数・居住地・所属等の集計をとり統計資料の作成及び報告を行う。

第5節 修理及び整備計画

(1)主屋の現状

ア. 破損状況と修理工法の検討

(ア)軸部の不陸と傾斜

外観上の大きな破損状況は、北に面する正面側玄関の屋根瓦面の蛇行と降り棟瓦積流れ中央の陥没である。この降り棟を支える木部軒廻りは東隅木に垂れ下がりが生じており、屋根瓦の破損による雨漏れ腐朽が進行している。他の屋根面の不陸は経年劣化によって不整面が生じているが玄関屋根に比して顕著ではない。軸部傾斜は、正面側土間寄り、北西方向に傾斜を生じており、背面側は南東方向に傾斜を生じている。内法高さ1,850 mmを基準に土間側では北西方向に80 mm～105 mm、ザシキ背面側では東南方向に20 mm～27 mm、傾斜しており柱は基部から頂部に対して開いていることが認められる。また柱傾斜は背面側南面では東方向に、正面側北面では西方向に傾斜しているのが認められる。時計反対廻りに回転しているように考えられる。

不陸は正面側内玄関の北東隅柱を基準±0 mmに対して正面側土間境で-51 mm、ザシキ廊下側隅柱で-13 mm、土間境大黒柱で-7 mm、土間境小黒柱-38 mm、背面側ザシキ廊下境の各柱で-34 mm～-45 mm、に各柱が沈下しているのが認められる。茶室の東側側柱で-54 mm～-60 mm、沈下している。

不陸は、全体的な傾向は、ザシキは正面側に比して背面側の沈下が-47 mmと顕著である。土間西通りではザシキ、土間境で-51 mmと顕著に生じている。

軸部の傾斜と沈下は、経年劣化によるものであるが、礎石の据付高さに高低差を生じていると考えられる。

修理工法では、地盤状況を現状の状態で使用するなら、礎石ごとの沈下修正地業修整工事になると考える。

(イ)小屋組の状態

昭和23年に主屋の約50%が除却されており、古図との比較では、6間と土間の半分が除却されている。除却前のザシキは12室になり、土間はおよそ6分の1に縮小されていることがわかる。

小屋組の梁行き中央棟通りは、歴史調査により、現状の状態と考えられるが、古絵図によれば除却以前は12室からなる大型民家であり、山田家の特徴といえる。この時に除却された梁行き長さは3間(1.5間2室)と推定できるが、ここに係る梁行きの梁は除却されているので、当初の小屋組については痕跡調査が必要である。今回は、天井面と小屋組の桁梁の状態が不明であるため調査は、将来の解体修理に委ねる。式台玄関の上部小屋組は雨漏りにより腐朽が進行しているため、詳細調査は未実施である。屋根面の瓦葺きに陥没が生じていることから、野垂木、主屋、隅木の雨漏れによる腐朽破損は想定される。主屋の屋根面は、不陸が認められる。

修理工法では、屋根面の不陸修整のため、野地解体、野垂木の補強は解体修理になる。式台玄関上部の小屋組は破損が大きいと、部分解体修理が必要である。

※構造補強工事

軸部補強工事方針の策定が必要である。以下の方針に基づき、活用計画に基づく補強

方法の検討になる。

- a. 基礎礎石間のコンクリートべた基礎等の補強工事
- b. 軸部接合部の構造補強金物の設置
- c. 梁行き方向の構造耐力壁の設置

(ウ)室内の状態

除却減築により土間後半部は、新建材により床張りがされている。ザシキ床下は、根太、大引きの経年劣化破損が生じていると推定される。特に床の間座敷の床は、登録文化財選定平成22年頃は畳上まで雨漏れが生じていた。ザシキ東奥の茶室は、床面に不陸が生じており、路地庭側の側柱の沈下が生じている。

修理工法では、床根太大引きまでの解体修理を行い、柱ごとの不陸修整のため、柱ごとに礎石地業据え直し修理は必要である。

(エ)壁面の状態

近年に上塗り替えにより簡易漆喰塗りである。

修理工法では、柱傾斜修整とともに、柱と壁の接合面に隙間を在来漆喰塗り工法で塗り直しになる。茶室壁面は、聚楽壁塗り直しになる。

(オ)襖の状態

ザシキの奥座敷居間境、奥座敷奥孔雀の間境の襖絵は鶴沢探索の落款があり、絵画史料価値が高い。茶室居間境の引違い襖の表紙は当初の状態と考えられること等から専門表具師による修理工法が必要である。

(カ)欄間彫刻

奥座敷孔雀の間境、奥座敷居間境は彫刻透かし欄間が嵌められており、状態は良好と思われる。

修理工事の実施時には、事前に取り外し保管が必要である。

(キ)瓦の状態

棧瓦葺である。主屋正面側（北面）に古い瓦が遺されている。南面は減築時に当時の既製品瓦に取り換えられている。式台玄関棟は古い瓦が遺されている。鬼瓦は主屋棟東西ともに減築工事に棟積とともに除却されたと考えられ、既製品鬼瓦に取り換えられており、小型になっている。式台玄関棟鬼瓦は古く、江戸後期かもしれない。

修理工法は、出来るだけ古瓦を選別再使用する。既製品瓦は、大きさが古瓦と異なるため、復元が検討される。

(ク)電気設備

幹線配線コンセントは減築時の改修及び戦前の施工と考えられる。

今回、全面新調することになるが、活用による使用器具の形状、位置などの検討が必要である。

(2)修理方針及び工事期間

ア. 修理方針

(ア)半解体修理工事

軸部の傾斜、不陸が生じていることから、屋根の全面解体と小屋組の部分解体、床組の

解体修理、基礎石の不陸修整、軸部修整による壁面の修理、構造補強による構造耐力壁の増設、軸部傾斜修整による構造補強が必要である。襖の表具修理工事による文化史料の保存処置、建具修理、活用計画による室の利用変更工事、除却建物に面する背面側の廊下工事。

(イ)応急工事

半解体工事事業費の高額化に対して、当面使用するための応急修理工事を検討する。

①屋根工事は次回工事とする②構造補強処置により公開活用を可能とする③床面修理④襖絵の応急保存処置⑤建具の調整。

イ. 工事期間

(ア)半解体修理工事 工事期間36カ月

軸部半解体修理による傾斜修理、構造補強工事、基礎補強工事、表具工事、左官工事、建具工事、自動火災報知設備の設置、屋根全面工事、便所改修、スロープ設置

(イ)応急工事 工事期間18カ月

部分解体による軸部の傾斜修理、構造補強工事、基礎補強工事、屋根部分修理、表具応急工事、左官工事、建具部分工事、スロープの設置、自動火災報知設備設置、便所の改修

(3)庭園の整備管理・保全について

旧山田家は、東一口の淡水漁業と農業の混合集落での庄屋でもあり、主屋をはじめとする建築に加えて、庭園も建築物に合わせたように劣らない作庭を構成している。江戸期中・後期の作庭として、地域に特徴ある庭園様式と意匠を兼ね備えている。特に、当該地域の特徴的な地理的状況による所が、本庭園にとっての特徴を形作っている。周辺の広大な空間を借景として取り込んだ庭園に加えて、その周辺の山を三神山として見立て、巨椋池を瀛海や東海として見立てることもあった可能性がある。そしてその主庭にも神仙思想が盛り込まれている。

本庭園は、江戸中期以降に定まりつつあった特徴ある庭園の構成、遺構として大変重要な位置づけでもあり、保存すべき庭園であると考えられよう。西の報告にも記載されているように「江戸時代中期頃より、大庄屋住宅に附属して作庭も行われ始める作例として、当時の庭園遺構を今日に伝える貴重。他に類例するものがなく、再現することが容易でない庭園遺構でもあり、その価値は極めて高い」と示しているように、今後に向けて維持は前提条件ではあるものの、灯籠や石材の毀損しているところは修繕、現在の樹木の管理や植え替えを含めた植物の検討、管理をする必要性は非常に高い。ただ、西による調査は平成24年4月1日時点のことであることから前述した無くなってしまった前庭の問題点に加えて、全体的な植栽についても、ほぼ見直し、対応が必要で、傷んでいると言わざるを得ず、明確な管理目標、管理到達を考え、進める必要がある。本庭園での特徴的な借景の構成については、数多くの既往研究^{3,4)}でも確認できることから、今後は、資料を基に視点場の検討を行うことも必要になる。

以上より、旧山田家住宅の保存活用の有用性に合わせて、付随する本庭園の保存維持管理については、重要であり、本来の庭園形状、植栽再現を含めた検討が必要である。主屋の保存修理とともに、専門家による庭園整備を実施することは重要である。

第3章 環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題

旧山田家住宅は、京都府久世郡久御山町東一口に位置する。東一口は北部に前川、南部に古川があり2つの河川に挟まれた地域で、東西方向に横長に集落が連なっている。旧山田家住宅の敷地内には、建物としては主屋及び長屋門が残されており、南側には柿やゆずの木が植えられている。敷地周辺については北側及び西側の一部は長塀、それ以外はブロック塀であったが、平成30年度の大阪北部地震の発生を受け、レッドロビンの生垣に変更している。

町寄贈後、敷地内樹木の管理をこれまで継続して実施してきたが、敷地周辺の住宅との距離が近い状況もあり、引き続き敷地内にある樹木の状態を把握し、適切な管理を行っていく必要がある。

第2節 環境保全の計画区域と基本方針

環境保全の計画区域を旧山田家住宅の敷地内とし基本方針は、「周辺地域への配慮を十分おこない周辺環境の維持に努めるとともに、文化財建造物の公開活用に資する必要な整備を行う」とする。

第3節 区域の区分と保全方針

旧山田家住宅の計画区域について、以下のように区域を設定し保全方針を示します。

(1)保存区域

登録有形文化財として外観を保存する区域。この区域内では原則として新たな建造物等は設けない。ただし、町が旧山田家住宅の改修及び入館者の安全を確保するうえで必要な構造物については、文化財を損なわない範囲で設置できるものとする。

(2)保全区域

計画区域内の景観を損なうことのないように、原則として新たな構造物を設けず、既存の樹木等の維持管理を行う区域とする。ただし、町が旧山田家住宅の改修及び入館者の安全を確保するうえで必要な構造物については、文化財を損なわない範囲で設置できるものとする。

(3)整備区域

保存、保全区域以外の区域で、旧山田家住宅の公開活用に伴い必要な施設の整備を行うことの出来る区域とする。

第4節 建造物の区分と保護の方針

計画区域内に現存する建造物は国登録有形文化財の旧山田家住宅主屋・長屋門・長塀。いずれについても保存建造物として、文化財としての価値を損なわないよう適切に保存管理する。

エ. 予防措置

(ア)火気の管理

入館者に対して火気使用範囲を明示し、範囲外での火気使用及び喫煙を禁止とする。

(イ)可燃物の管理

建物内の可燃物や敷地内の枯葉などは整理や清掃を徹底する。

(ウ)警備

開館中は、管理者が巡回を行い、夜間においては施錠管理を徹底する。

オ. 消火体制

旧山田家住宅の管轄の消防署は久御山町消防本部である。開館中は管理者が火災を発見次第消防署に通報し、消防隊の到着までは消火器等を使用し初期消火を行う。消防隊到着後は現場誘導及び必要な情報の伝達を行う。

第2節 防犯計画

(1)防犯に関する現状と課題

開館時間内においては管理者による巡回を実施し防犯に努めている。夜間等の閉館時においては敷地入口及び建物を施錠し、関係者以外の侵入を防いでいる。

一方で開館時間は限られていることから無人となる時間が長く、敷地入口及び建物の施錠も簡易なものとなっている。

(2)今後の方針

管理者不在時の防犯強化のため、防犯カメラの増設や機械警備の導入を検討する。

第3節 防火・防犯設備計画

(1)非常警報設備

現状、旧山田家住宅には非常警報設備は設置していないが、今後主屋の活用を充実させていくなかで、設置を進める。

(2)消火設備

計画区域内に位置する建造物に消火器を設置している。

(3)防犯設備

防犯カメラを設置している。今後必要に応じ防犯カメラの増設を検討する。

第4節 耐震対策

(1)耐震診断

旧山田家住宅の利活用を検討するに当たり、公開あるいは施設として活用する場合、耐震性の確保は不可欠である。そのような状況から、令和5年度に「旧山田家住宅主屋構造特性検討業務」を実施した。限界耐力計算を用いて、旧山田家住宅の耐震性能を評価し、耐震補強の必要性について検討した。限界耐力計算は、引用参考文献¹²⁾に基づき、建物が地震動によって変形した場合に損傷しないまたは倒壊しない程度の層間変形角であるかを検証している。壁厚は一律60mmとした場合と、実測値を考慮した場合を検討している。

最大変位を表 3.1 に示す。稀に発生する地震では、1/120 rad 以上の変形をすると損傷の危険性があり、極めて稀に発生する地震では、1/15 rad 以上の変形をすると倒壊の危険性があると判断する。旧山田家住宅は損傷や倒壊の危険性があることがわかる。特に東西 (X) 方向の耐震要素が不足している。

また、骨組が変形した際に、旧山田家住宅を構成している各部材の折損の可能性を検討した結果を図 3.1 に示す。壁厚を 60 mm とした場合と、実測値とした場合において、折損が発生すると考えられる箇所と、その向きを●印で示す。壁厚を 60 mm とした場合では X 方向に 10 箇所、Y 方向に 10 箇所、実測値とした場合では、X 方向に 14 箇所、Y 方向に 10 箇所に折損が発生する可能性がある。

表 3.1 限界耐力計算で求めた応答値

		変形角 [rad]	
		壁厚を 60 mm とした場合	壁厚を実測値とした場合
東西 (X) 方向	稀地震動	1/78	1/79
	極稀地震動	1/10 以上	1/10 以上
南北 (Y) 方向	稀地震動	1/95	1/155
	極稀地震動	1/12	1/19

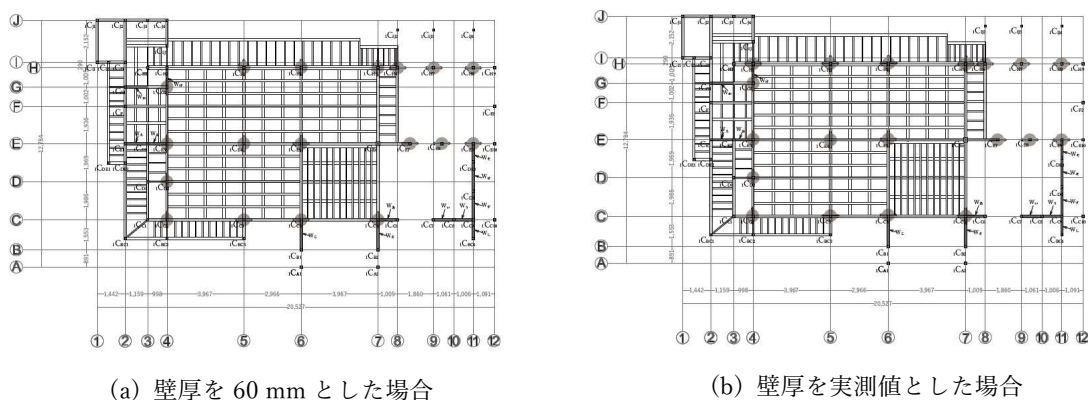


図 3.1 柱の折損箇所と方向

(2)耐震補強計画

耐震診断結果より、耐震性が不足していることが明らかとなった。活用に向けて、文化的価値を損なうことがないように耐震補強計画を立てる必要がある。以下に、検討すべき内容を列挙する。

ア. 屋根の軽量化

地震力の低減には重量を下げるのが効果的であり、葺土を無くして乾式工法とすることで、約 10t の軽量化が可能である。

イ. 屋根面、天井面、床面の水平剛性の確保

屋根、天井、床の剛性を確保することは、変形抑制に効果的である。

ウ. 壁の配置と仕様

荒壁パネル、合板など壁耐力を向上させる壁の仕様変更や、新たな壁の配置の検討が

必要であるが、文化財的価値を保存できるよう、仕様や配置に配慮を要する。

エ. 柱梁接合部仕様

必要な強度に応じた金物仕様とする。

第5節 耐風対策

(1)被害の想定

平成25年度以降、町の管理下における台風等による被害としては、主屋等の屋根瓦の破損や漆喰の剥落、主屋内での雨漏りなどが発生しており、今後についても同様の被害の発生や、庭の樹木の折損による被害などが懸念される。

(2)今後の方針

台風等による暴風が予想される場合、屋根や外壁等の点検を行い問題があれば応急処置を行うとともに、戸締まり・施錠の状況確認を確実にを行い、被害防止に努める。また日常の樹木管理を適切に行い、折損等による被害の発生を防ぐ。

第5章 活用計画

第1節 公開活用にかかる現状

旧山田家住宅は平成29年度より公開を開始。当初は第1木曜日、第2土曜日、第3日曜日の月3回公開。令和6年度に（公財）久御山町文化スポーツ事業団による指定管理をスタートさせるとともに、公開日を毎週土・日曜日及び祝日に変更。

公開日には2名の説明員を配置し、入館者対応及び施設管理を行っている。主屋には、旧山田家住宅の歴史等についてまとめたタペストリー等を展示するとともに、文化財的価値の高い、襖や欄間などを有する主屋内部を見学いただいている。長屋門内の資料室では巨椋池に関する情報をまとめたタペストリーを展示するとともに、かつて巨椋池で漁業を行う際に使われていた舟や漁具を展示している。

旧山田家住宅の入館者数は下表のとおりとなっており、公開開始後、減少傾向となっていたが、コロナ禍以降増加に転じている。増加の要因としては特別公開の実施や、令和6年度に公開日を変更したことに伴う公開日数の増加等によるところが大きいと考えられる。

□旧山田家住宅入館者数

年度	公開回数	入館者数
平成 29 年度	61 回	2,604 人 (町内 849 人 32.6%)
平成 30 年度	47 回	735 人 (町内 411 人 55.9%)
令和元年度	44 回	520 人 (町内 349 人 67.1%)
令和 2 年度	39 回	185 人 (町内 43 人 23.2%)
令和 3 年度	34 回	177 人 (町内 48 人 27.1%)
令和 4 年度	44 回	390 人 (町内 195 人 50.0%)
令和 5 年度	46 回	412 人 (町内 163 人 39.6%)
令和 6 年度	123 回	502 人 (町内 201 人 40.0%)

□旧山田家住宅の公開活用

	内容
定期公開	土・日曜日・祝日 午前9時～正午 ※令和5年度以前 毎月第1木曜、第2土曜、第3日曜
特別公開	地域のボランティア団体に企画・運営の中心的役割を担っていただき実施していた事業 例) さくらのつどい・大根炊き・ちまきづくり体験・音楽と味わいの夕べ ※特別公開の内容や回数などについて、以前までと同様に行うことが難しくなっている。
ジュニアふるさと教室	町内3小学校の児童を対象に、地域の歴史や文化を学ぶことを目的に開催
新規採用職員研修	新規採用職員を対象とした研修のカリキュラムとして旧山田家住宅を見学
臨時公開	町歩き団体・学術関係者・取材等による見学希望への対応

第2節 公開活用にかかる課題

旧山田家住宅は、平成29年度以降、曜日を決めて公開を実施してきたが、主屋の耐震性能が不足していることから、現在主屋内部に入っただけの見学を行えておらず、希望者がいるにも関わらず旧山田家住宅のもつ文化財的価値等を入館者に十分伝えきれていない。

今後、建物の活用を考えていくに際して、例えば資料の展示等を行い、不特定多数の人を受け入れるような施設を想定した場合、構造耐力の問題のほか、建築基準法や都市計画法、消防法など、法的な規制をクリアしていくことが大きな課題としてあげられる。

資料展示においては、平成25年度の公開開始に合わせて準備した、展示室に設置の巨椋池に関するタペストリーや、主屋内に設置の旧山田家住宅の歴史に関するタペストリー等について、抜本的な展示替えが行えていない。

また、主屋内の襖や欄間、釘隠しなどについて、詳しい解説が出来ておらず、それぞれが有する歴史や価値を十分伝えられる展示が行えていない点や、主屋の減築部分や、取り壊された米蔵、衣装蔵、道具蔵など、失われた建造物についても、見学者へ視覚的に見せる工夫ができておらず活用ができていない。

その他、これまで旧山田家住宅に携わっていただいていた地域ボランティアの皆さんの高齢化等により、地域と連携した季節のイベントなどについて、これまでどおりの実施が難しくなっている点や、施設の公開に携わる説明員の皆さんへのスキルアップに向けた研修等の更なる充実が求められている点、現在正午までとなっている開館時間の変更を望む声があがっているなど、様々な課題が残る中での公開となっている。

第3節 公開活用基本方針

旧山田家住宅の公開活用については、地域住民の皆さまとの連携・協働を重視したうえで、地域に親しまれ活用いただける文化財となることを目指すとともに、地域住民の皆さまとともに旧山田家住宅が持つ魅力をより高めていくことにより、多くの方に訪れていただけることを目指す。

また施設管理に指定管理者制度を採用している利点を活かし、民間の持つノウハウを取り入れ、季節や様々なテーマに沿ったバラエティある展示・催しを行うことで何度も訪れたい施設となることを目指す。

第4節 公開活用計画

(1)開館時間

入館者から開館時間の変更を望む声があることを受け、現在正午までとしている開館時間の変更を検討する。

(2)展示内容

・AR（拡張現実）、VR（仮想現実）の活用や、音声ガイドの導入、季節やテーマに沿った展示替え等の実施を検討し展示内容の充実を目指す。

※AR・VRの活用例

- ・庭の築山から見る事ができた、かつての巨椋池の風景を再現
- ・減築された主屋や、取り壊された蔵の様子を復元

- ・旧山田家住宅で保管されている古文書などの整理及び展示を検討する。
- ・町が所有する、漁具・農具・生活道具などの展示を充実させることで、かつての生活や農業・漁業の様子が想像できる機会の創出を目指す。
- ・久御山の特産品を周知する機会となるようなイベント実施を検討する。

(3)施設の活用

- ・久御山の文化財に親しむ機会となるような新たな展示スペースの整備を検討する。
- ・減築された炊事場の復元について検討し、かまどを使った料理や洗濯板を使っでの洗濯など、昔のくらし体験の実施を目指す。
- ・炊事場を活用し、地域に伝わる郷土料理の作り方を学べる料理教室の開催を検討する。
- ・主屋内の茶室の再整備を検討し、茶道体験教室の開催を目指す。
- ・主屋を活用し、地域の子どもたちの居場所としての活用の可能性を検討する。
- ・地域の活動の場としての活用を目指し、地域のニーズを調査する。
- ・町が実施する様々な世代に向けた各種生涯学習事業での活用を積極的に推進し、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」構想の一翼を担う施設となることを目指す。
- ・教育の場として継続して活用していくため、旧山田家住宅での学習の機会を定期的に設けられるよう学校との連携を図る。

(4)久御山町かわまちづくりとの連携

現在事業が進んでいる久御山町かわまちづくりと連携した活用を検討。検討にあっては、かつて舟運により一口と大阪が結ばれていたことから、今も地域に残る大阪との文化的なつながりの掘り起こしに取り組む。

(5)外国人観光客の誘致

特定の観光地へ集中するなどの課題も抱える、京都を訪れる外国人観光客について、課題解決の一助となることも見据え、旧山田家住宅への誘致を目指し、展示の多言語化対応や、日本文化の体験会の実施等を検討する。

(6)主屋の貸館

文化財の魅力発信と、入館料以外からの収益確保を目指し、主屋の貸館のあり方を再検討する。これまで毎月第1木曜日のみとしていた対象日の拡大や、写真や映画の撮影、美術作品の展示会、音楽の演奏会など具体的な活用方法の情報発信を行う。

(7)目標値

- ・特別公開・イベントの開催数
令和7年度 2回 令和12年度 4回 令和16年度 6回
- ・年間入館者数
令和6年度 502人 令和12年度 800人 令和16年度 1,000人
- ・外国人入館者数
令和6年度 0人 令和12年度 50人 令和16年度 100人
- ・貸館の利用回数
令和6年度 0回 令和12年度 10回 令和16年度 20回
- ・展示替回数
令和6年度 0回 令和12年度 1回 令和16年度 2回

第6章 保護に係る諸手続

本章では、文化財保護法に基づき、旧山田家住宅を適切に保護・継承するために必要な事務手続及び運用上のルールについて定める。

第1節 届出・申請の基本原則

旧山田家住宅は「登録有形文化財（建造物）」であるため、文化財保護法第131条等の規定に基づき、その現状を変更しようとする場合や、所有権の移転等が生じる場合には、事前に文化庁長官（京都府教育委員会・久御山町教育委員会を經由）への届出が必要となる。

第2節 現状変更に関する手続

外観の変更、増改築、または保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、以下の区分に従い手続を行う。

手続の種類	対象となる行為の例	提出期限
現状変更届出	外観の意匠変更、屋根の葺き替え、間取りの変更、附属建物の新築等。	着手の30日前まで
軽微な変更	伝統的意匠に影響を与えない程度の小規模な修繕。	届出不要（※要事前相談）
滅失・毀損届	災害や事故等により、建物の一部または全部が滅失・毀損した場合。	遅滞なく（直ちに）

【留意事項】

旧山田家住宅の「登録の価値（意匠・構造・伝統的技法）」を損なうような変更は原則として認められない。計画段階で必ず協議を行うこと。

第3節 維持管理・修理の運用

日常的な管理及び専門的な修理についての手順を定める。

(1) 日常点検

定期的な巡回点検を行い、記録を保存する。

(2) 設計監理

大規模な修理を行う際は、文化財建造物保存技術者等の有資格者による設計・監理を原則とする。

(3) 記録の作成

修理の過程（解体調査、使用部材、施工手法等）は、写真及び図面で詳細に記録し、報告書として保存する。

第4節 所有・管理体制の変更

以下の事項が発生した場合は、速やかに所定の届出を行う。

(1)管理責任者の選任・解任

管理を実質的に担う組織や担当者が変更された場合。

(2)所有者の変更

町から他者へ譲渡される場合。

第7章 旧山田家住宅保存活用計画検討委員会からの提言

(1)公開活用計画の実現について

本計画第5章第4節「公開活用計画」に記載した内容の実現に向けては、ソフト事業と合わせ、蔵跡等の敷地を活用した新たな展示施設の整備等の実施が必要となる可能性がある。令和8年度以降、有識者等の助言を得つつ、公開活用計画の実現までの詳細なプロセスを明確にされたい。

(2)東一口地域の持つ文化財的価値について

令和5年度に実施した旧山田家住宅保存活用計画作成に係る基礎調査において、東一口地域については古い建物が多く残り、かつて巨椋池とともに生活を営んでいた時代の面影を残す貴重な町並みであるとの調査結果がでており、伝統的建造物群保存地区の対象となりえるものである。今後、旧山田家住宅の公開活用を進めるとともに、東一口地域が持つ価値と魅力についても積極的な発信を行っていくことを期待する。

(3)町内企業のものづくりに関する技術の活用について

襖絵など建築当初の意匠が色濃く残る部分の復元にあたっては、町内企業のものづくりに関する技術を活かした取組の可能性についても、研究されたい。

(4)法的課題への対応について

第5章第2節「公開活用にかかる課題」にあるように、旧山田家住宅及び巨椋池の歴史資料を展示、公開するような「資料館」とする場合、現行法の課題があるため、文化財として規制をクリアする手続きや進め方について整理を行う必要がある。

(5)主屋の改修方針について

当該施設の文化財的価値を損なわないことを最優先に、施設内部に入り安全に見学いただくための改修が必要であるが、地域に活用いただくことを念頭に置きながら、工事による公開できない期間の長さやコストも踏まえた、効果的な改修方針を決定されたい。

引用参考文献

- 1) 松ヶ崎古建築研究調査会 (代表 日向進) : 「京都府久世郡久御山町山田家 長屋門・主屋調査報告書」
- 2) 西桂 (2012) : 新資料 山田家庭園について : 庭研 384, 96-103
- 3) 福井亘 (2023) : 旧山田家住宅における庭園について : 旧山田家住宅保存活用計画検討委員会報告, 3 pp
- 4) 進士 五十八 (1986) : 「借景」に関する研究 : 造園雑誌 50(2), 77-88
- 5) 福井亘 (2021) : 京都の庭園 空間構成と借景 : 京都学ラウンジミニ講座, 2 pp
- 6) 森本幸裕 (2017) : 継承する京都・巨椋池のハス 「攪乱」が持続可能性の鍵 : グリーン・パワー 464, 5
- 7) 秋里籬島 (1827) : 石組園生八重垣伝
- 8) 李偉 (2016) : 江戸時代庭園における西湖景観の表象と表現 - 漢詩文史料の考察を通して - : 国際日本文学研究集会 30, 45-68
- 9) 張平星・福井亘 (2023) : 作庭記と園冶の世界 : ランドスケープ研究 87(2), 116-119
- 10) 飛田範夫 (2023) : 日本庭園の原点としての「作庭記」 : ランドスケープ研究 87(2), 112-115
- 11) 地図・空中写真閲覧サービス <https://service.gsi.go.jp/map-photos/app>
- 12) 伝統的構法木造建築物設計マニュアル編集委員会: 伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル (第2版), 2019